

第5次 柳津町振興計画 【基本計画】

平成23年度 ~ 平成27年度

“みんなが主役！ 笑顔広がる絆のまち”



福島県柳津町

目次

□基本計画

・基本計画(前期)の概要	1
・政策体系表	2
1 誰もが安全で安心して生活できるまちづくり	3
(1)子育て支援の充実	4
(2)健康づくりの推進	6
(3)高齢者・障がい者の住み慣れた地域や家庭での自立促進	8
(4)医療体制の充実	11
(5)交通安全の推進	13
(6)防犯対策の推進	15
(7)火災・災害対策の推進	17
(8)安全安心な水の供給	20
2 未来に希望の持てる活力あるまちづくり	22
(1)農林業の振興	23
(2)観光の振興	26
(3)商工業の振興	28
(4)雇用対策の推進	30
3 豊かな自然と共生する美しいまちづくり	32
(1)循環型社会の構築と廃棄物の適正処理の推進	33
(2)自然環境の保全	35
(3)下水道利用の推進	37
(4)美しい景観のまちづくりの推進	39
4 連携と交流によるにぎわいのあるまちづくり	41
(1)道路ネットワークの充実	42
(2)公共交通ネットワークの充実	44
(3)情報通信ネットワークの充実・活用	46
(4)交流・移住・定住の促進	48

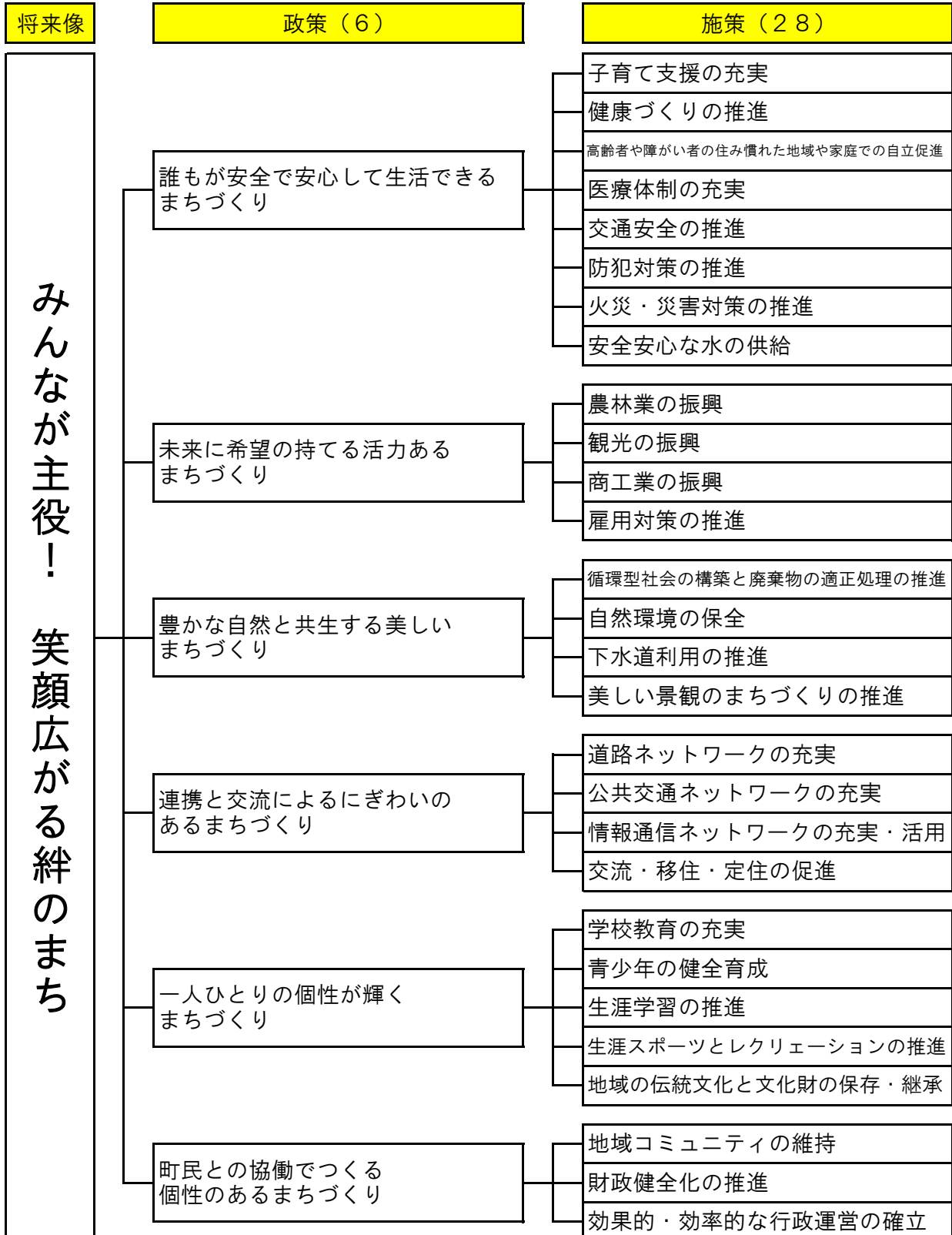
5 一人ひとりの個性が輝くまちづくり	50
(1)学校教育の充実.....	51
(2)青少年の健全育成.....	54
(3)生涯学習の推進.....	57
(4)生涯スポーツとレクリエーションの推進.....	59
(5)地域の伝統文化と文化財の保存・継承.....	61
6 町民との協働でつくる個性のあるまちづくり	64
(1)地域コミュニティの維持.....	65
(2)財政健全化の推進.....	67
(3)効果的・効率的な行政運営の確立.....	70
□資料	72
(1)振興計画策定経過.....	73
(2)諮問.....	75
(3)答申.....	76
(4)柳津町振興計画審議会条例.....	77
(5)柳津町振興計画審議会委員名簿.....	78

基本計画(前期)の概要

1. 計画策定の目的

基本計画は、基本構想で示した本町のまちづくりの基本方針を実現するため、まちづくりの課題を目的別に整理して体系化した政策体系を構築し、政策体系の28施策ごとに、平成23年度から平成27年度までの5年間で行う取り組み方針や役割分担、目標値などを明らかにして、本町のまちづくりを計画的に推進するために策定するものです。

・基本計画政策体系



※各施策の住民アンケートによる目標値は、平成22年度単年度のみの現状値により設定したため、今後変更する場合や大きな差異が生じる場合があります

振興計画政策体系表

将来像	政策	施策	基本事業							
みんなが主役！笑顔広がる絆のまち	1 誰もが安全で安心して生活できるまちづくり	(1)子育て支援の充実	①地域の子育て支援	②経済的な支援・充実	③子育ての仲間づくりの推進					
		(2)健康づくりの推進	①積極的な受診の推進	②健康的な食生活の推進	③個々の体力に応じた軽運動の推進					
		(3)高齢者や障がい者の住み慣れた地域や家庭での自立促進	①生活環境の整備	②生活のための支援	③地域での見守り推進	④家族への支援	⑤生きがいづくりの推進			
		(4)医療体制の充実	①医療機関の存続と連携	②救急搬送の充実						
		(5)交通安全の推進	①交通安全教育の推進	②交通安全施設の整備						
		(6)防犯対策の推進	①防犯意識向上の推進	②防犯設備の設置促進						
		(7)火災・災害対策の推進	①火災予防活動の推進	②町消防団の強化	③消防設備等の整備	④災害予防活動の推進	⑤防災環境の整備			
		(8)安全安心な水の供給	①施設の適正な管理	②安全な水の維持・供給	③未普及地域への対応	④健全な会計の運営				
	2 未来に希望の持てる活力あるまちづくり	(1)農林業の振興	①売れる農業の推進	②低コスト・合理化の推進	③経営環境改善による所得向上の対策	④通年型農業への確立	⑤農林業従事者の確保	⑥耕作放棄地の解消	⑦林地荒廃の解消	
		(2)観光の振興	①効果的なPR活動の推進	②魅力ある観光イベントの実施	③宿泊施設との連携の推進	④魅力ある商品の開発と販売の推進				
		(3)商工業の振興	①新規参入業者への助成	②収益向上のための環境づくり	③魅力ある商品の開発と販売の推進	④利用者側に立った利便性の向上				
		(4)雇用対策の推進	①就労のための支援	②能力開発支援	③広域連携による雇用の推進	④新規産業創出の推進	⑤雇用機会の情報提供			
	3 豊かな自然と共生する美しいまちづくり	(1)循環型社会の構築と廃棄物の適正処理の推進	①ごみ発生抑制の推進	②分別収集の推進	③不法投棄防止活動の推進					
		(2)自然環境の保全	①人・自然の調和共生	②公害発生の防止	③省エネと環境にやさしいエネルギーの利用促進					
		(3)下水道利用の推進	①加入促進	②施設の適正な維持管理	③下水道に関する普及・啓蒙					
		(4)美しい景観のまちづくりの推進	①景観意識の高揚	②美化活動の推進	③町並み景観の整備	④魅力ある景観形成				
	4 連携と交流によるにぎわいのあるまちづくり	(1)道路ネットワークの充実	①安心して通行できる道づくりの推進	②安全施設の整備	③安全な通行の確保					
		(2)公共交通ネットワークの充実	①利便性の確保・向上	②運行車両の充実	③公共交通機関等との連携・強化					
		(3)情報通信ネットワークの充実・活用	①携帯電話通話設備の整備	②ITを活用した情報の共有・促進	③光通信ネットワークへの加入促進					
		(4)交流・移住・定住の促進	①快適な住環境の推進	②交流事業の推進						
5 一人ひとりの個性が輝くまちづくり	(1)学校教育の充実	①確かな学力の向上	②豊かな心の育成	③健やかな身体の育成	④特別支援教育の充実	⑤小中連携教育の推進	⑥情報教育・国際理解教育の充実	⑦教育環境・条件の整備・充実		
	(2)青少年の健全育成	①郷土を愛する心の育成	②家庭教育の充実	③学校教育と社会教育の連携・融合	④子どもの居場所づくりと環境整備	⑤防犯ボランティアの活用				
	(3)生涯学習の推進	①生涯学習推進体制の整備・充実	②多様なニーズに応える学習機会の充実	③生涯学習施設・設備の整備・充実						
	(4)生涯スポーツとレクリエーションの推進	①生涯スポーツの意識啓発とスポーツ活動の充実	②総合型地域スポーツクラブの充実	③スポーツ施設・設備の整備・充実						
	(5)地域の伝統文化と文化財の保存・継承	①町民文化活動の充実	②地域の伝統文化の継承	③やないづ町立斎藤清美術館の充実	④文化財の保護・保存と活用					
6 町民との協働でつくる個性のあるまちづくり	(1)地域コミュニティの維持	①集落機能の支援	②広報・広聴の充実	③世代間交流の促進	④地区伝統行事の継承					
	(2)財政健全化の推進	①住民サービス向上のための自主財源の確保	②ゆとりある財政運営の推進	③将来負担の軽減	④公営企業健全化の推進					
	(3)効果的・効率的な行政運営の確立	①業務の外部委託の促進	②行政評価システムの推進	③人材育成プログラムの推進	④組織体制の見直し					

1 誰もが安全で安心して生活できる まちづくり

(1) 子育て支援の充実

□施策の目的

対 象	子育てしている世帯
意 図	安心して産み、楽しく育てられるようにする

□現状と課題

本町ではこれまで、平成17年3月に「柳津町次世代育成支援行動計画(柳津町すこやかプラン)」を策定し、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成される環境の整備を図ってきたところであります。

保育サービスでは、延長保育、乳児保育、障がい児保育の実施、また第3子以降の児童の保育料無料化による保護者の負担軽減への取り組み、さらに未就園児への園庭や施設の開放など、独自のサービスなどにより子育て支援施策を推進してきたところであります。

しかしながら本町に2ヶ所ある保育所は、少子化による影響から入所児童数は定員を大幅に下回っており、なお一層の子育て支援の充実を図るとともに、それによる入所児童の増の見込みを検証しつつ定員の見直しも必要となっております。また、西山保育所は築30年を経過し老朽化が進んでいるため、今後の運営について地区住民の意向を踏まえ、統合も視野に入れた中で検討しなければならない。

このため、「柳津町次世代育成支援行動計画(柳津町すこやかプラン・平成22～26年度)」に基づき、関連部門・関係機関が一体となって、延長保育の対応、学童保育事業の充実、障がい児(知的・身体)に対して支援・相談、子育てボランティアの育成、公園施設の整備などにより、次世代の親が子育ての喜びや楽しみを実感できるよう、また一人ひとりの子どもが自分らしさと主体性を持ち、健やかに成長できるよう家庭や地域、学校、保育所など全体で子育て支援施策を積極的に推進していく必要があります。

□住民・地域(各種団体・事業所等)・行政の役割分担

- 住民
 - ・保護者として責任を持ち、家族全員で子育てに取り組めます。
- 地域
 - ・地域の子どもとして見守り、育てていきます。
- 行政
 - ・保育サービス(母子保健、予防接種など)を提供します。
 - ・子育て相談に対応します。
 - ・子育ての経済的な支援を行います。

□指標と目標値

指標名	現状値	目標値
		平成27年度
合計特殊出生率 ※1	0.82 (平成21年度)	1.55
年間の出生数(人)	14 (平成21年度)	30
柳津町は安心して産み、子育てできる環境だと思う保護者の割合(%) ※2	70 (平成22年度)	80

※1 合計特殊出生率とは、一人の女性が一生に産む子どもの平均数です。

※2 住民アンケート数値

□施策と基本事業の体系

<p>(施策) 子育て支援の充実 (基本事業) ①地域の子育て支援 ②経済的な支援・充実 ③子育ての仲間づくりの推進</p>

□基本事業の取り組み方針

①地域の子育て支援

地域の子どもとして見守り、育てることが重要であり、子育て支援ボランティアの育成や学童保育事業の充実を図るとともに、引き続き保育所における保育サービスの充実を図ります。

また、仕事をしながら子育てをする家庭への負担感や不安感を軽減し、仕事と子育ての両立の支援を推進します。

また、要保護児童(被虐待、発達障害)の発見とその家庭に対し、相談・指導等支援対策の充実を図ります。

②経済的な支援・充実

医療費の中学生以下までの助成、保育料の第3子以降無償化、出産祝金の支給などの支援を行っており、さらに安心して子育てできるよう充実に努めます。

③子育ての仲間づくりの推進

子育てに関する相談や情報交換の場として子育てサークル等の充実を図ることで仲間づくりを推進します。また、父親の子育て参加に向けた支援を進めます。

(2) 健康づくりの推進

□施策の目的

対 象	町民
意 図	個々が健康管理し、より健康な毎日を過ごす

□現状と課題

本町では、「健康増進法」、国の「健康日本21」及び県の「健康ふくしま21」の計画に基づき、生涯の各期に応じた保健事業を積極的に推進しています。

また、保健師訪問、健康相談、健康講演会、各種健診、運動教室の実施を通じて生活習慣病の予防や病気の早期発見に努めていますが、平成18～21年度までの4年間、県下で国民健康保険の一人あたり医療費が一番高い状況から、より一層の予防事業を行っていく必要があります。

しかし、各種健診の受診率の向上、教室等の開催では同じ顔ぶれとなる傾向もあり、町民の健康に対する意識の啓発が課題になっています。また、少子化が進む中で、母子保健計画に基づいた母子保健の充実や、社会の複雑化に伴う心の健康に対する対応も必要になっております。

今後は、個人・家庭・学校・職場・地域が一体となった健康的な生活習慣の確立に取り組み、健康づくりの一層の展開を図る必要があります。

また、保健協力委員、食生活改善推進員の育成を図り、健康管理を推進する体制づくりを図る必要もあります。

□住民・地域(各種団体・事業所等)・行政の役割分担

○住民

- ・健康の自己管理をできるようにします。

○行政

- ・町民一人ひとりが健康の自己管理をできるように進めていきます。
- ・生活習慣病予防及び疾病の重症化予防対策を推進します。
- ・保健協力委員の協力を得ながら検診体制の充実を図ります。
- ・健康づくりにつながる普及啓蒙に取り組んでいきます。

□指標と目標値

指標名	現状値	目標値
		平成27年度
特定健診受診率(%) ※1	64.1 (平成21年度)	80.0
町民一人あたり医療費(国保・千円)	311 (平成21年度)	250
心身共に健康だと思う町民の割合(%) ※2	69 (平成22年度)	74
日頃から健康づくりに取り組んでいる町民の割合 (%) ※3	76 (平成22年度)	81

※1 特定健診(特定健康診査)とは、平成20年度から実施が義務付けられた内臓脂肪型肥満に着目した健康診査です。40歳から74歳までの方が対象です。

※2・3 住民アンケート数値

□施策と基本事業の体系

<p>(施策) 健康づくりの推進</p> <p>(基本事業) ①積極的な受診の推進</p> <p>②健康的な食生活の推進</p> <p>③個々の体力に応じた軽運動の推進</p>
--

□基本事業の取り組み方針

①積極的な受診の推進

基本健康診査やがん検診等各種検診の充実を図り、生活習慣病の予防事業と併せて行い、早期発見・早期治療対策の強化に努めます。

②健康的な食生活の推進

食生活改善推進員を育成・活用しての教室等の充実を図り、健康的な食生活についての意識啓発や情報提供などに努めます。

③個々の体力に応じた軽運動の推進

個々の体力に応じた軽運動の機会の提供を図ることで、無理なく継続できる健康づくりを推進していきます。

(3) 高齢者や障がい者の住み慣れた地域や家庭での自立促進

□施策の目的

対 象	①高齢者(65歳以上) ②障がい者
意 図	①地域で生きがいをもって、安心して生活できる ②日常生活を支障なく、安心して生活できる

□現状と課題

わが国の高齢化の現状は、総人口に占める割合が22.7%(前年22.1%)で、今後、総人口が減少する中で高齢化率は上昇し、平成67年(2055年)には高齢化率は40.5%に達し、2.5人に1人が65歳以上と超高齢社会を迎えていくことが予想されています。

また、本町の高齢化の進展も著しく、高齢化率は37.3%(平成22年4月1日現在)を示しており、高齢者のみ世帯が増え、在宅での介護は難しくなっており、施設介護サービスの需要が多くなっていますが、特別養護老人ホーム等の入所待機者が多く、なかなか利用できない状況にあります。また、居宅介護サービスについても、ショートステイやデイサービスの利用が増加しており、本人や家族が望む利用ができない状況です。

障がい者福祉については、障がい者及び介護者が高齢化傾向にあることから、在宅サービスを中心としてサービスの提供をしてきましたが、ホームヘルプサービス、ショートステイなど更なる地域ケアの充実が課題となっています。

こうした中、「第5次柳津町高齢者保健福祉計画・第4次柳津町介護保険事業計画」を策定したところであり、今後増加する高齢者に対応すべく、一層の介護予防に取り組み、住み慣れた地域で生きがいを持って可能な限り健康で自立して生活できるよう各種施策の充実を図るとともに、特別養護老人ホーム等への入所希望者が長期に待機していることから、入所施設の整備を図っていきます。また、「柳津町障がい者計画(平成21～23年度)」に基づき、障がい者の自立と社会参加に向けた各種施策を展開し、充実していく必要があります。

□住民・地域(各種団体・事業所等)・行政の役割分担

○住民

- ・介護予防事業や健康づくり事業などに積極的に参加します。
- ・公民館活動に参加するなど自ら生きがいづくりに取り組みます。
- ・障がい者に対する理解を深め、思いやりの心で接します。

○地域
・地域コミュニティを促進し、高齢者や障がい者との交流を図り、地域で見守っていきます。
・障がい者に対する理解を深め、思いやりの心で接します。
○行政
・高齢者の生きがい活動への支援を行います。
・介護予防事業の充実を図ります。
・介護保険サービス(デイサービス・ホームヘルプサービス・ショートステイ・施設サービス)の充実を図ります。
・自立支援法に基づく、各種障がいサービスの提供や支援・相談を行います。
・支援を要する高齢者やその家庭に対して支援を行います。

□指標と目標値

指標名	現状値	目標値
		平成27年度
要介護者認定率(%) ※1	16.58 (平成21年度)	16.0
居宅サービス利用件数(件) ※2	2,008 (平成21年度)	2,000
地域において何か活動に取り組んでいる高齢者の割合(%) ※3	41 (平成22年度)	50
日頃から生きがいを感じ生活している高齢者の割合(%) ※4	81 (平成22年度)	90

※1 要介護者とは、認知症や身体的な理由により介護が必要となり、要介護認定を受けている方です。

※2 居宅サービスとは、介護保険法において実施される在宅介護をサポートするためのサービスを行います。通所介護、訪問介護、短期入所生活介護などです。

※3・4 住民アンケート数値

□施策と基本事業の体系

(施策)	高齢者や障がい者の住み慣れた地域や家庭での自立促進
(基本事業)	①生活環境の整備
	②生活のための支援
	③地域での見守り推進
	④家族への支援
	⑤生きがいづくりの推進

□基本事業の取り組み方針

①生活環境の整備

町と地域包括支援センターとの連携の中で、介護予防事業等の地域支援事業の拡充を図ります。また、高齢者にやさしい住まいづくり事業等の活用により住環境の整備を支援するとともに住み慣れた地域で住み続けられるよう施設の整備について検討します。

②生活のための支援

高齢者や障がい者の自立を促進するために、シルバー人材センターへの登録をはじめ就労・就学の場の拡充と環境整備を図ります。

③地域での見守り推進

高齢者や障がい者に対する正しい理解や支援が必要であり、当事者、家族、関係者、地域住民等への研修や啓発、またボランティアの育成を図り、地域でともに暮らせる環境づくりを推進します。

④家族への支援

介助する家族等の経済的、精神的、肉体的負担を軽減していくため、情報提供体制の充実を図るとともに、必要な支援サービスの質と量の確保に努めます。

⑤生きがいづくりの推進

高齢者や障がい者の能力や趣味等のニーズを把握し、生きがいにつながるよう公民館や関係団体等と連携し推進します。

(4) 医療体制の充実

□施策の目的

対 象	町民
意 図	いつでも必要で適切な医療が受けられる

□現状と課題

地域医療の現状は、専門の医療機関の不足が問題であり、隣接する町の病院にあっては産科の診療科が閉鎖されるなど、全国的に厳しい状況であります。

さらに、社会の高度複雑化や高齢化の進展により医療サービスに対する要求もより多様化、高度化しています。

現在、本町には国民健康保険診療所を開設しており、安定した診療体制のため県立病院からへき地医療支援を受けており、医療機器の更新等を行いながら住民に身近な医療機関として充実を図っているところであります。

また、診療所以外には民間の歯科医院1施設のみであり、民間医療機関の開業を期待するところであります。

さらに、救急医療対策として現行の広域圏組合との取り組みに加え、ドクターヘリ等による遠隔地の救急患者の迅速な搬送のため、現在2ヶ所あるヘリポートを更に確保するための患者輸送体制の整備を進めていく必要があります。

□住民・地域(各種団体・事業所等)・行政の役割分担

- 住民
 - ・救急・応急手当の対処法、AEDの使用法について理解を深める。
- 地域
 - ・近隣住民で見守り確認をします。
- 行政
 - ・診療所の医療体制の充実を図ります。
 - ・国・県に対して、救急搬送体制、医師の確保、へき地医療体制の充実について、支援を求めています。

□指標と目標値

指標名	現状値	目標値
		平成27年度
町内の医療施設数(施設)	3 (平成21年度)	3
地域の医療体制が整備されていると 思う町民の割合(%) ※1	44 (平成22年度)	50

※1 住民アンケート数値

□施策と基本事業の体系

(施策)	医療体制の充実
(基本事業)	①医療機関の存続と連携 ②救急搬送の充実

□基本事業の取り組み方針

①医療機関の存続と連携

住民に身近な国保診療所の存続と充実を図るとともに地域内の医療機関との連携を図り、医療体制を整備していきます。

②救急搬送の充実

総合病院までの搬送に時間を要する遠隔地への対応として、迅速かつ安全に搬送できる体制を整備します。

(5) 交通安全の推進

□施策の目的

対 象	町民
意 図	交通事故に遭わない・起こさない

□現状と課題

本町には、町中心部からわずか数分のところに磐越自動車道のインターチェンジがあり、町内を国道49号線・252号線が横断しています。さらに、観光地として多くの自動車が往来しています。

交通事故発生件数は、近年70～80件ほどで推移していますが、冬期における積雪や道路の凍結状況などに大きく左右される面がありますが、前方不注意による追突や交差点での衝突など、運転手の安全確認不足や不注意による事故が多く見受けられます。

こうしたことから、町民に対する交通安全意識の高揚が重要であり、特に管内では高齢者が犠牲となる交通事故が多発していることから、高齢者の交通安全対策に力を入れていく必要があります。

また、児童・生徒に対する交通安全教育を推進し、家庭内から交通安全に対する意識を高めていく必要があります。

□住民・地域(各種団体・事業所等)・行政の役割分担

○住民及び事業所

- ・日頃から交通事故防止について話し合い、交通ルールを順守します。
- ・路上駐車等により、冬期間の除雪作業や安全な通行に支障とならないようにします。

○団体

- ・町交通安全対策協議会の交通安全協会や交通安全母の会を中心に、行政(町・警察)と連携し、交通安全活動に取り組みます。

○行政

- ・交通安全教室や街頭指導などを継続して実施します。
- ・交通事故防止に役立つデータ(事故の発生状況、防止策など)を住民等に周知します。
- ・チャイルドシートの正しい取付け、着用方法について指導していきます。

□指標と目標値

指標名	現状値	目標値
		平成27年度
交通事故発生件数(件) ※1	69 (平成21年)	60
交通事故死傷者数(人) ※2	15 (平成21年)	13
自動車の運転や歩行中などに交通事故の不安を感じている町民の割合(%) ※3	75 (平成22年度)	65

※1・2 会津坂下警察署データ(年単位集計)

※3 住民アンケート数値

□施策と基本事業の体系

(施策) 交通安全の推進 (基本事業) ①交通安全教育の推進 ②交通安全施設の整備

□基本事業の取り組み方針

①交通安全教育の推進

高齢者をはじめ子どもに対する交通安全教室を実施し、未然に事故を防止するため安全教育を行います。

また、交通安全協会や交通安全母の会など関係機関と連携・協力し、年齢各層への交通安全意識の高揚を図ります。

さらに、中心市街地では路上駐車によって通行に危険な状況にあり、また、冬期間は除雪の妨げとなることから、住民への意識高揚を図ります。

②交通安全施設の整備

カーブミラー、ガードレール、街路灯、区画線、歩道等の道路・交通安全施設の整備を図り、安全に通行できるように努めます。

(6) 防犯対策の推進

□施策の目的

対 象	町民
意 図	犯罪被害に遭わない

□現状と課題

高齢化や核家族化等により、ひとり暮らし高齢者世帯の増加や、昼間の在宅世帯が減少することにより、空き巣や高齢者を狙った犯罪が増えることが予想されます。

警察のみならず、行政・町民・町防犯協会・学校・関係機関が一体となった防犯活動の推進、防犯意識の高揚を図り、施錠の徹底、防犯灯の設置等により犯罪が発生しにくい環境を整えていくことが重要です。

□住民・地域(各種団体・事業所等)・行政の役割分担

○住民

- ・防犯対策を行います。(施錠の徹底、隣近所への声掛け、玄関灯・センサーライトを付けるなど)
- ・悪質な訪問販売や空き巣被害情報を速やかに行政へ伝達します。

○地域

- ・防犯対策を行います。(防犯灯の設置など)
- ・行政と一体となった防犯活動に取り組みます。(指導巡回、防犯ボランティア活動など)

○行政

- ・住民等に対して防犯の意識高揚を図ります。
- ・青少年に対して道徳心・社会秩序の順守について教育していきます。
- ・防犯灯設置に対して支援します。

□指標と目標値

指標名	現状値	目標値
		平成27年度
犯罪件数(件) ※1	18 (平成21年)	13
(犯罪被害の可能性がある) 消費者相談件数(件) ※2	0 (平成21年度)	0
戸締りをしっかりするなど、日頃から防犯対策 をしている町民の割合(%) ※3	78 (平成22年度)	85
犯罪被害に遭うかもしれない不安を感じてい る町民の割合(%) ※4	51 (平成22年度)	40

※1 会津坂下警察署データ(年単位集計)

※2 町担当課データ

※3・4 住民アンケート数値

□施策と基本事業の体系

(施策) 防犯対策の推進 (基本事業) ①防犯意識向上の推進 ②防犯設備の設置促進

□基本事業の取り組み方針

①防犯意識向上の推進

地域・学校・警察等と連携して、防犯教育を実施し、町民一人ひとりの意識向上に努めます。

②防犯設備の設置促進

地域全体で防犯を推進するため、防犯灯の設置を促進していきます。

また、各家庭においても出入口の施錠をはじめ、防犯設備を設置するよう働き掛けていきます。

(7) 火災・災害対策の推進

□施策の目的

対 象	町民
意 図	火災や災害から生命・財産を守る

□現状と課題

本町では、過疎化と核家族化が今後さらに進み、空き家やひとり暮らし高齢者世帯が増加することが予想されます。

火災については平成19年に無火災1500日を達成した経緯もありますが、近年では放火による火災が発生したこともあり、住民生活を脅かす状況となっております。

こうした中、住民に対しては住宅用火災警報器の設置や防火への意識高揚を図り、また、防火水槽や小型動力ポンプなどの消防設備の充実と併せ、近年、少子高齢化の進行や就業構造、勤務形態の多様化により消防団員の減少や高齢化が進んでいることから消防団員の確保に努め、広域消防との連携強化を図っていく必要があります。

さらに、日中における初期消火体制の確立のため、地区住民に対する初期消火訓練の実施や消防団OBとの連携により、自主防災体制の強化を図っていくことも必要となっております。

災害については、これまで豪雨による河川の決壊、大雪による雪崩、ライフラインの寸断、また、地震による家屋等への被害が発生しており、地すべり区域、急傾斜地、雪崩危険区域などについて、被害の未然防止のための対策を講じていかなければなりません。さらには、火災と比較し水害・土砂災害等についての住民の意識は低調であることから防災に対しての意識高揚やハザードマップの周知を図る必要があります。

一人暮らし高齢者等の災害時要援護者対策としては、自助及び居住地域の共助を基本として、避難支援プランの策定に取り組む必要があります。

こうした火災・災害時に迅速かつ正確に情報を伝達するため、関係機関との緊急連絡体制の確立も必要であります。

□住民・地域(各種団体・事業所等)・行政の役割分担

○住民

- ・自己の生命・財産を守るため、自主防災への取り組みをします。
- ・災害の事前兆候を発見した場合に、速やかに連絡し、被害の拡大防止を図ります。

○地域

- ・高齢者世帯や要援護者への支援を行います。
- ・自主防災体制の整備を推進します。

○行政

- ・必要な施設、資機材の整備を進めます。
- ・消防団員の確保に努めます。
- ・住民の意識高揚を図るべく予防活動を展開します。
- ・防災行政無線等を活用し情報提供を行い、被害の未然防止に努めます。
- ・危険箇所の整備のため、国・県に働きかけ、財政支援を要望していきます。

□指標と目標値

指標名	現状値	目標値
		平成27年度
火災発生件数(件) ※1	4 (平成21年度)	0
災害による死傷者数(人)・被害金額(千円) ※2	0・144,187 (平成21年度)	0・0
日頃から火の取扱いに注意し、消火器や火災警報器を備えるなど、万が一の火災に備えている町民の割合(%) ※3	83 (平成22年度)	98
家具の転倒防止や非常用食品を備蓄するなど、万が一の災害に備えている町民の割合(%) ※4	32 (平成22年度)	50

※1・2 会津若松地方広域市町村圏整備組合津坂下消防署消防概況

※3・4 住民アンケート数値

□施策と基本事業の体系

- (施策) 火災・災害対策の推進
- (基本事業) ①火災予防活動の推進
- ②町消防団の強化
- ③消防設備等の整備
- ④災害予防活動の推進
- ⑤防災環境の整備

□基本事業の取り組み方針

①火災予防活動の推進

高齢者世帯をはじめ、住民一人ひとりが人命・財産を守るため、火災予防に対する意識高揚を図ります。

②町消防団の強化

消防検閲をはじめ、防災訓練等を通じて日頃から団員の資質向上に努め、町消防団の強化を図ります。

③消防設備等の整備

ポンプ自動車・積載車、小型動力ポンプ、防火水槽などの消防設備等を整備し、機動力向上に努めます。

④災害予防活動の推進

備蓄品の備えや防災訓練等の実施により、万が一の際に行動が取れる体制づくりに努めます。また、災害に対する理解を深めていただくため、意識高揚を図ります。

⑤防災環境の整備

災害の発生が想定される危険箇所などの整備を行い、被害拡大の防止に努めます。

(8) 安全安心な水の供給

□施策の目的

対 象	町民
意 図	安定的に安全・安心な水を利用できる

□現状と課題

本町の水道については、小規模な施設が点在しており、簡易水道施設で11施設、飲料水供給施設で2施設及び専用水道施設で2施設となっており、飲料水供給施設を含めた平成21年度末の水道普及率は87.3%であり、老朽化した施設の改修及び利用促進を図っていくことが求められています。

このため、安全に飲用できる水を安定して供給できるよう施設の改修を行うとともに、未普及地域の解消を図るため、施設の整備を進めていかなければなりません。

また、簡易水道会計の安定的運営を図るため、使用料の収納率向上と滞納対策の強化を図る必要があります。

□住民・地域(各種団体・事業所等)・行政の役割分担

○住民・事業所
・水質に異常があった場合は、町へ通報します。
・水不足の場合は、節水に協力します。
○行政
・適切な維持管理と施設整備計画・実施をしていきます。
・国・県に対して維持管理や施設整備の監督及び支援を要望していきます。

□指標と目標値

指標名	現状値	目標値
		平成27年度
水質基準不適合率(%) ※1	0 (平成21年度)	0
水道普及率(%)	87.3 (平成21年度)	90
事故・故障件数(件)	28 (平成21年度)	25
総収支比率(%) ※2	127 (平成21年度)	110

※1 水道施設では水道法に基づく水質検査を実施しており、その基準に合格しなかった割合です。

※2 総収支比率とは水道運営に係る費用を水道収益でどの程度賄えているかの指標となります。

100%以下であれば賄えていないということになります。

(水道運営に係る費用+建設改良費用(工事・工事借入金返済等))=総支出額

□施策と基本事業の体系

(施策)	安全安心な水の供給
(基本事業)	①施設の適正な管理
	②安全な水の維持・供給
	③未普及地域への対応
	④健全な会計の運営

□基本事業の取り組み方針

①施設の適正な管理

安定的に水を供給するため、施設の維持管理に努めるとともに老朽施設の更新を行います。

②安全な水の維持・供給

安全に安心できる水を供給するため、水質の適性管理に努めます。

また、町民の節水意識の高揚に努めます。

③未普及地域への対応

未普及地域への施設整備については、地域からの要望、整備するうえでの条件及び必要性等を考慮したうえで対応していきます。

④健全な会計の運営

加入促進と使用料の収納率向上を図るとともに、歳出の抑制により健全な会計の運営に努めます。

2 未来に希望の持てる活力ある まちづくり

(1) 農林業の振興

□施策の目的

対 象	①専業農家 ②兼業農家
意 図	①経営農家として自立できるようにする ②農地林地を保全する

□現状と課題

農業については、食料・農業・農村基本法の下、「食料の安定供給の確保」、「多面的機能の十分な発揮」、「農業の持続的発展」、「農村の振興」という基本理念に基づき、これまでのさまざまな取り組みにより一定の成果は表れているものの、食料自給率の低迷、消費者の食に対する信頼の低下、農業所得、農業者や農地の減少、農村の活力低下など、農業・農村は厳しい状況下にあります。

このような中、就労及び新規従事者ともに希望を持って農業に従事し、収益を上げることのできる環境を整えていくことが必要不可欠であり、生産・経営関係施策の推進を図る必要があります。また、農業者の所得の増大を図る農業・農村の6次産業化等の推進、意欲ある多様な農業者による農業経営の推進、優良農地の確保と有効利用の推進、農作業の安全対策、持続可能な農業生産を支える取り組みなどを推進しながら、意欲ある農業者の確保にも努めていく必要があります。

林業については、本町の森林面積は町土の86.9%を占め、豊富な森林資源を有しているものの、木材価格の下落により林業経営が打撃を受ける中、松くい虫・カシノナガキクイムシ等の森林病害虫の被害も年々、広域拡大化しており、本来持つべき森林機能が低下している現状にあります。

こうした中、森林・林業の再生には、境界明確化・路網整備・間伐・造林等の施策について集約化計画を策定し、促進を図る必要があります。さらに、低炭素社会づくりに向けた社会構造を「コンクリート社会から木の社会」に転換・実現していくため、林業経営者への支援を推進していく必要があります。

□住民・地域(各種団体・事業所等)・行政の役割分担

○住民

・農家

- ・健全な農地を保全し、生産活動を持続していきます。
- ・魅力ある農業経営をし、後継者を育てていきます。
- ・柳津ならではの農業技術を伝承していきます。

- ・農家以外
 - ・地区共同作業(農道等の維持管理等)へ参加協力します。
 - ・地産地消を推進するため、柳津産農作物の購買と消費に努めます。
- 行政
 - ・振興作物の生産・販路・加工品開発へ支援していきます。
 - ・長期展望に立った農林業政策の展開について、国・県へ要望していきます。

□指標と目標値

指標名	現状値	目標値
		平成27年度
作付面積(米)(ha)	318.3 (平成21年度)	303.0
主要作物(米)の販売金額(千円)	179,494 (平成21年度)	160,000
主要作物(米)の販売数量(袋/30kg)	29,206 (平成21年度)	27,000
新規就農者数(後継者含む・人)	1 (平成21年度)	3
耕作放棄地面積(ha)	7.3 (平成21年度)	7.0
森林整備面積(ha)	12.29 (平成21年度)	20.0

□施策と基本事業の体系

- (施策) 農林業の振興
- (基本事業) ①売れる農業の推進
 ②低コスト・合理化の推進
 ③経営規模拡大による所得向上の対策
 ④通年型農業への確立
 ⑤農林業従事者の確保
 ⑥耕作放棄地の解消
 ⑦林地荒廃の解消

□基本事業の取り組み方針

①売れる農業の推進

生産物を安定的に供給できる生産体制の確立と有利な販売ルートを確保することで、収益を上げることのできる農業を推進します。

②低コスト・合理化の推進

集落営農・農業法人化を核とした対策の推進により、低コスト・合理化を推進します。

③経営規模拡大による所得向上の対策

経営規模の拡大を図るため、必要な基盤整備(ほ場整備、農地の集積化)を行うとともに経営改善への指導・助言等の対策を講じていきます。

④通年型農業への確立

厳しい豪雪地のなかで冬季高付加価値のある野菜を生産できる体制の確立と生産者への支援を図ります。

⑤農林業従事者の確保

生産者・JA・行政が一体となり、集落営農・農業法人化を核とした対策を推進しながら意欲ある農業者の確保に努めます。

また、林業経営基盤の強化を図り、後継者の育成を図ります。

⑥耕作放棄地の解消

優良農地の確保と有効利用の推進を図りつつ耕作放棄地の解消に努めます。

⑦林地荒廃の解消

森林の有する多目的機能を十分に発揮できるよう松くい虫やカシノナガキクイムシなどの病虫害駆除を徹底するとともに間伐等の促進により、林地荒廃の解消に努めます。

(2) 観光の振興

□施策の目的

対 象	観光客
意 図	柳津町に来てもらう・泊まってもらう・ 食べてもらう・買ってもらう

□現状と課題

観光産業は、人口減少社会の中で、交流人口を増加させ、地域経済を活性化する産業としての期待が今後ますます高くなることが予想されます。

本町には、柳津・西山温泉、福満虚空蔵尊圓蔵寺及び町立斎藤清美術館などをはじめとする地域資源が豊富にあることから、こうした観光施設と町なかを周遊し、長時間滞在できるようなシステムづくりが必要になっています。

国民の余暇制度の充実や観光客のニーズの変化に伴い、新たな施策の展開が必要になっており、歴史・文化資源など先人から受け継いだ魅力の再発見と活用により、新しい価値を創り、農業振興、地域間交流促進、スポーツ観光としての合宿の受入れ等、関連する諸施策とも連動させ、観光の振興を進めていかなければなりません。

また、観光をまちの活性化につなげていこうとする意識(おもてなしの心)を住民の間に醸成していくことも必要です。

□住民・地域(各種団体・事業所等)・行政の役割分担

○住民・地域

- ・おもてなしの心で接するよう心掛けます。
- ・観光ボランティアをはじめとして、町の観光案内をしていきます。
- ・新たな発想を生み出し、魅力ある観光地として取り組んでいきます。

○団体

- ・自主性に基づいて事業を展開していきます。

○行政

- ・全会津や只見川電源流域管内の広域的な取り組みにより、観光の振興を図っていきます。
- ・奥会津歳時記の里として地域資源を有効活用し、観光の振興を図っていきます。
- ・観光の振興事業の運営に係る支援をしていきます。

□指標と目標値

指標名	現状値	目標値
		平成27年度
観光客入込数(人) ※1	1,159,999 (平成21年度)	980,000
宿泊客数(人) ※2	16,266 (平成21年度)	18,000
観光関連事業所数(事業所) ※3	49 (平成21年度)	49

※1 福島県観光動態調査による数値

※2・3 町担当課データ

□施策と基本事業の体系

<p>(施策) 観光の振興</p> <p>(基本事業) ①効果的なPR活動の推進 ②魅力ある観光イベントの実施 ③宿泊施設との連携の推進 ④魅力ある商品の開発と販売の推進</p>
--

□基本事業の取り組み方針

①効果的なPR活動の推進

インターネットや旅行雑誌などの活用や観光キャラバン等を観光協会、関係団体とともに、本町のPRを推進します。

②魅力ある観光イベントの実施

四季折々の自然や食、文化など本町には豊かな地域資源が多くあります。このような地域資源を活用する中で魅力ある観光イベントを実施します。また、只見川電源流域町村など広域的な連携を強化していきます。

③宿泊施設との連携の推進

本町への滞在時間を長くするため、まちなか周遊の体制を整備しつつ旅行代理店等との商品開発を図るなど、宿泊施設との連携を推進します。

④魅力ある商品の開発と販売の推進

本町にはあわ饅頭、うぐい最中、桐下駄、赤べこに関するものといった由来に基づく商品や地域資源を活かした商品が販売されており、こうした特性を活かしつつ魅力ある商品の開発と販売の推進を支援していきます。

(3) 商工業の振興

□施策の目的

対 象	①町内の商工業事業所 ②町民
意 図	①売上の拡大・収益の向上 ②町内で消費する

□現状と課題

本町の商工業を取り巻く環境は、長引く景気の低迷により、依然として厳しい状況にあります。

商業については、福満商品券の発行により町内消費の拡大に繋がっているものの、中心市街地に空き家・空き店舗が目立つようになっており、空洞化の問題や商店街における後継者不足の問題が顕在化してきています。

こうしたことから、商工会との連携を強化し、引き続き福満商品券の発行補助、店舗等の魅力向上、空き店舗の活用など各種ソフト施策の展開、道の駅などの既存施設を活用した名物・特産品のPR、利用者の利便施設となるサインや駐車場の整備・充実、交流拠点となる広場の確保・整備などに取り組み、機能の充実・強化を図っていかねばなりません。

また、新規起業者への支援制度についても必要になっております。

工業については、現在立地の事業所に対する支援を行い、雇用の場を維持・確保していくことが重要であり、今後も広域的に企業誘致の取り組みを行い、各種助成制度の創設や情報提供などにより、事業所の支援を進めていく必要があります。

□町・住民・地域(各種団体・事業所等)の役割分担

- 住民
 - ・買い物等は地元商店街で買うよう心掛けます。
- 事業所
 - ・商品開発や販路拡大を図っていきます。
- 行政
 - ・長期展望に立った商工業政策を展開していきます。
 - ・研究開発に対して支援していきます。

□指標と目標値

指標名	現状値	目標値
		平成27年度
町内事業所の製造品出荷額等(百万円) ※1	1,827 (平成21年度)	1,710
事業所数(事業所)	213 (平成21年度)	213
雇用者数(人) ※2	234 (平成21年度)	220
日頃から町内の商店を買い物等に利用している町民の割合(%) ※3	79 (平成22年度)	80

※1・2 工業統計による数値

※3 住民アンケート数値

□施策と基本事業の体系

(施策) 商工業の振興 (基本事業) ①新規参入業者への支援 ②収益向上のための環境づくり ③魅力ある商品の開発と販売の推進 ④利用者側に立った利便性の向上
--

□基本事業の取り組み方針

①新規参入業者への支援

昨今の経済事情を考慮し、利用しやすい制度融資のあり方、内容(融資額、期間)を検討し、関係機関との連携を密にし、制度の充実を図るとともに効果的な支援を行います。

②収益向上のための環境づくり

魅力ある店舗の雰囲気づくりと品揃えの充実を図れるよう連携して進めていきます。

③魅力ある商品の開発と販売の推進

地産地消の推進と農商工連携を図り、魅力ある商品の開発と販売を推進します。

④利用者側に立った利便性の向上

町内商店等への利便性向上と中心市街地の賑わい創出のため、町営駐車場の整備などについて検討します。

(4) 雇用対策の推進

□施策の目的

対 象	求職している町民
意 図	仕事に就いてもらう

□現状と課題

国内における雇用情勢は、リーマン・ブラザーズ破綻に端を発した世界同時不況の影響によって深刻な情勢が続いており、正社員のリストラの本格的な実施により平成22年9月の完全失業者数は340万人となっています。

また、新卒者の採用については、大卒者の内定率は62.5%(平成22年)、高卒者は37.6%(平成21年)と深刻な状況となっています。

とりわけ本町を含む会津管内においては、電子部品・デバイス、精密機械器具などの製造業の集積がありますが、生産ラインの縮小や統廃合により、多数の解雇・雇い止めが発生しており、本町の工業団地内の事業所においても経営の縮小がされています。

これまで本町においては公共職業安定所(ハローワーク)からの求人情報などの情報提供により雇用対策を行ってきたが、厳しい状況下にあるものの広域的な取り組みによって通勤圏内への企業誘致の働きかけも必要となっています。

今後は地域の特性に応じた魅力ある雇用機会の創出を通じ、地域内の求職者に良好な雇用の場を提供し、地域的な雇用構造の改善を図るための施策を関係機関と連携・協力しながら進めていく必要があります。

□住民・地域(各種団体・事業所等)・行政の役割分担

○住民

- ・就業できるよう自己の能力向上に努めます。
- ・自らの能力を活かし起業に取り組みます。

○事業所

- ・しっかりとした経営計画により、雇用の確保・拡充に努めます。
- ・後継者の育成を図ります。

○行政

- ・税制面での優遇など、事業者に対して支援していきます。
- ・就業のための情報提供をしていきます。

□指標と目標値

指標名	現状値	目標値
		平成27年度
求職者数(人) ※1	201 (平成21年度)	120
町内工業団地で勤める町民の数(人)	63 (平成21年度)	63
町内工業団地に新たに就業した町民の数(人)	2 (平成21年度)	5

※1 公共職業安定所(ハローワーク)データ

□施策と基本事業の体系

(施策) 雇用対策の推進 (基本事業) ①就労のための支援 ②能力開発支援 ③広域連携による雇用の推進 ④新規産業創出の推進 ⑤雇用機会の情報提供
--

□基本事業の取り組み方針

①就労のための支援

町民の就労支援を図るため、事業所の雇用に対する支援や各種情報提供を行います。

②能力開発支援

県やハローワーク等関係機関による能力開発支援について情報提供を行い、再就職等に有利となるよう支援します。

③広域連携による雇用の推進

隣接町村との広域連携により本町からの通勤圏内への企業誘致に努め、雇用の推進を図ります。

④新規産業創出の推進

新規の起業を目指す就労意欲のある者に対しての支援や6次産業化など産業の創出を推進します。

⑤雇用機会の情報提供

ハローワークや商工会等関係機関との連携による求人情報等の提供を行います。

3 豊かな自然と共生する美しい まちづくり

(1) 循環型社会の構築と廃棄物の適正処理の推進

□施策の目的

対 象	町民
意 図	廃棄物を適正に排出・処理する

□現状と課題

本町ではこれまで、ごみ処理基本計画により収集運搬体制の整備を図り、ごみの減量化や分別排出の徹底、リサイクルの促進に努めてきました。

こうした中、家電リサイクル法や容器包装リサイクル法等の施行に伴い、ごみの分別も細分化され、一層の適正処理が求められていることから、今後もなお一層の住民への意識啓発・体制整備を強く推進していく必要があります。

また、道路整備と相まってごみの不法投棄が深刻なことから、広報活動及びパトロール等の強化により住民意識の高揚を図り、循環型社会の形成を目指していく必要があります。

□住民・地域(各種団体・事業所等)・行政の役割分担

○住民	・ごみの発生抑制に努め、分別収集を推進します。
○事業所	・自らのごみは適正に処理します。
○行政	・適正に処理するよう意識啓発に取り組みます。 ・不法投棄防止のため、パトロールなどの監視を行います。

□指標と目標値

指標名	現状値	目標値
		平成27年度
年間のごみ排出量(一人1日あたり・g)	557 (平成21年度)	418
ごみのリサイクル率(%) ※1	22.5 (平成21年度)	25
町に対する不法投棄の通報件数(件)	12 (平成21年度)	6

日頃からごみ減量とごみ分別に取り組んでいる町民の割合(%) ※2	89 (平成22年度)	95
----------------------------------	----------------	----

※1 総リサイクル量/(一般廃棄物量+リサイクル処理量)(家庭系)

※2 住民アンケート数値

□施策と基本事業の体系

(施策) 循環型社会の構築と廃棄物の適正処理の推進 (基本事業) ①ごみ発生抑制の推進 ②分別収集の推進 ③不法投棄防止活動の推進
--

□基本事業の取り組み方針

①ごみ発生抑制の推進

過度な包装等を控えるなど、ごみ発生の抑制について住民の意識高揚を図ります。

②分別収集の推進

ごみの分別や再利用の取り組みを推進し、再資源化を促進します。

③不法投棄防止活動の推進

意識啓発及びパトロールの実施により、不法投棄の撲滅に努めます。

(2) 自然環境の保全

□施策の目的

対 象	①町内の動植物 ②水・大気・土壌
意 図	①生態系・生育を維持する ②汚染や温暖化を防止する

□現状と課題

町内の水・大気・土壌の状況はこれまでの下水道整備、合併処理浄化槽の設置が進んだこともあり、比較的良好であります。

しかし、一部で生活雑排水による汚濁が見られたり、野焼きやごみ焼却が見受けられるので、下水道の加入促進や単独浄化槽から合併処理浄化槽への切り替え、自然環境に対する意識高揚など働きかけていく必要があります。

また、水生生物が棲みやすいように河川を改修したり、国指定の天然記念物である“うぐい”の生息地を保護するなどの生態系の保護、自然環境の修復、再生の取り組み、生息状況の把握などの対応が必要であります。

さらに、不法投棄監視員、県立自然公園監視員によるパトロールの実施により未然防止を進めていかなければなりません。

地球温暖化防止については世界的な課題としてさまざまな取り組みが行われていることから国民の関心も高まっており、個人や家庭での省エネ活動の実践や環境にやさしい自然エネルギーの利活用など、さらに住民や事業所に対して意識の高揚を図る必要があります。

□住民・地域(各種団体・事業所等)・行政の役割分担

○住民

- ・生活雑排水処理やごみ処理など、ルール・マナーを守ります。
- ・保護すべき動植物について関心を持ち、注意を払います。
- ・節電・節水など省エネに取り組みます。

○事業所

- ・法律を順守して、廃棄物の適正処理を行います。

○行政

- ・自然環境の保全について、普及啓発と情報提供を行います。
- ・不法投棄監視員、県立自然公園監視員によるパトロールと対策を実施します。

□指標と目標値

指標名	現状値	目標値
		平成27年度
対象河川のBOD(只見川魚淵付近) ※1	0.5 (平成21年度)	0.5
自然・環境に関する苦情件数(件)	1 (平成21年度)	0
柳津町の自然が守られていると思う町民の割合 (%) ※2	77 (平成22年度)	80
日頃から省エネ対策に取り組んでいる町民の割合 (%) ※3	86 (平成22年度)	90

※1 BODとは、生物化学的酸素要求量のことで汚水中の有機物が好気性微生物の生物化学的反応によって分解される時に消費される酸素量のことで数値が大きくなるほど汚濁していることを示します。

※2・3 住民アンケート数値

□施策と基本事業の体系

(施策) 自然環境の保全
(基本事業) ①人・自然の調和共生
②公害発生の防止
③省エネの推進と環境にやさしいエネルギーの利用促進

□基本事業の取り組み方針

①人・自然の調和共生

近年、異常気象による実の凶作で熊が人里に下りる事例が多く見られており、生態系・生育や里山などの保全を図り、人と自然との共生に努めます。

②公害発生の防止

公害発生源となる有害物質等の発生状況を監視するなどの対策を講じ、必要に応じて指導していきます。

③省エネの推進と環境にやさしいエネルギーの利用促進

エコ意識が高まりつつある中で、日常生活で実践できる省エネの推進と新エネルギー等の普及促進に向けた支援・意識高揚を図ります。

(3) 下水道利用の推進

□施策の目的

対 象	①町民 ②水環境
意 図	①衛生的で快適な生活をしてもらう ②環境の保全(公共水域の水質)

□現状と課題

本町ではこれまで、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水施設整備事業、林業集落排水施設整備事業、簡易排水施設整備事業、個別型合併処理浄化槽の設置補助により、生活排水処理施設の整備を進めてきたところであります。

しかし、下水道加入が低調なことから、供用開始区域における住民の加入促進を図るとともに合併処理浄化槽設置事業を推奨し、下水道利用を推進していく必要があります。

□住民・地域(各種団体・事業所等)・行政の役割分担

○住民・事業所
・下水道に加入します。
・使用料について期限までに納付します。
・水環境に対する意識を高めます。
○行政
・水環境に対する意識高揚を図り、下水道の加入を促進します。
・施設の維持管理に努めます。

□指標と目標値

指標名	現状値	目標値
		平成27年度
水洗化率(人口・%) ※1	50 (平成21年度)	70
公共下水道の放流水のBOD ※2	3 (平成21年度)	6

※1 公共下水道・農業集落排水・林業集落排水・簡易排水の全事業の数値

※2 BODとは、生物化学的酸素要求量のことで汚水中の有機物が好気性微生物の生物化学的反応によって分解される時に消費される酸素量のことで数値が大きくなるほど汚濁していることを示します。

□施策と基本事業の体系

- | | |
|--------|---------------|
| (施策) | 下水道利用の推進 |
| (基本事業) | ①加入促進 |
| | ②施設の適正な維持管理 |
| | ③下水道に関する普及・啓蒙 |

□基本事業の取り組み方針

①加入促進

下水道(農・林集排、簡排を含む)が整備された地区民に対して、水環境の保全や住環境の快適性向上、また、健全な財政運営を図るため、加入促進に努めます。

整備計画の無い地区については、合併処理浄化槽の設置を促進していきます。

②施設の適正な維持管理

施設の維持管理に努めるとともに老朽施設の更新を行います。

③下水道に関する普及・啓蒙

下水道の役割等について普及・啓蒙を図ることで加入促進に努めます。

(4) 美しい景観のまちづくりの推進

□施策の目的

対 象	①町民 ②来訪者(町外者)
意 図	①景観づくりに協力してもらう ②景観に魅力を感じて訪れてもらう

□現状と課題

景観法が平成17年度より施行され、また、県景観条例が平成21年度より施行されたことにより、県土の景観形成を積極的に推進されることになり、また、届出対象行為範囲や公共事業に関する景観形成及び優良景観形成住民協定などの優れた景観形成施策も引き続き推進されています。

本町にあっては、町の一部地域が只見柳津県立自然公園に指定されており、この優れた自然の風景地が保護されているとともに、福満虚空蔵尊をはじめとする観光資源や自然資源に恵まれていることから、住民の景観を保護する意識も高い傾向にあります。

今後は、清掃活動や花いっぱい運動など住民参加を促し、景観に対する住民の意識向上をさらに図り、来訪者に対して自信と誇りを持てる景観づくりを進めていく必要があります。

□住民・地域(各種団体・事業所等)・行政の役割分担

- 住民・地域
 - ・住んでいる地域の清掃活動や花の植栽などを行います。
- 事業所
 - ・改修・整備の際には、周辺の景観との配慮に努めます。
- 行政
 - ・景観に配慮した建築物や看板の設置に向けた規制・誘導を行います。
 - ・公共事業では景観に配慮した整備を行います。
 - ・国・県に対し景観保全のための支援を要望していきます。

□指標と目標値

指標名	現状値	目標値
		平成27年度
観光客入込数(人) ※1	1,159,999 (平成21年度)	980,000
柳津町の景観を守り、育てたいと思う町民の割合(%) ※2	88 (平成22年度)	88

※1 福島県観光動態調査による数値

※2 住民アンケート数値

□施策と基本事業の体系

(施策) 美しい景観のまちづくりの推進 (基本事業) ①景観意識の高揚 ②美化活動の推進 ③町並み景観の整備 ④魅力ある景観形成
--

□基本事業の取り組み方針

①景観意識の高揚

自然・歴史・文化に包まれた素晴らしい景観を保全するため、意識高揚や啓発に努めます。

②美化活動の推進

沿道等のごみ収集や花いっぱい運動などの実施により環境美化に努めるとともに、ごみのポイ捨てなどモラル向上のための意識高揚を図ります。

③町並み景観の整備

来訪者(町外者)が本町の町並み景観に魅力を感じ、まちなかの散策などで賑わいを創出できるような景観の整備に努めます。

④魅力ある景観形成

県景観条例を遵守しつつ、桜つつみや公園整備をはじめとして魅力ある景観の創出に努めます。

4 連携と交流によるにぎわいのある まちづくり

(1) 道路ネットワークの充実

□施策の目的

対 象	①町民 ②町内の道路(町道)
意 図	安心して道路を利用できるようにする

□現状と課題

本町の道路ネットワークは、国道3路線、主要地方道3路線、一般県道6路線を幹線網として、町道451路線などが交差し、形成されています。

本町は平地が少なく、起伏が激しい山地地形で集落が点在しており、集落間の幹線道路はこれまでの改良により改善しているものの、一部において幅員狭小、急勾配であることから交通安全施設の整備を進めるとともに、特に冬期間は通行に困難を極めていることから除雪体制の確立と併せ、安全かつ快適な道づくりを進める必要があります。

こうしたことから、各道路の位置付けに対応し、自然環境・景観保全に配慮しつつ、住民生活に密着した路線の整備促進、危険箇所・交通障害箇所の解消、ひとにやさしい道づくりを計画的に進める必要があります。

また、農林道については、本町の主要産業である農林業を支える重要な施設であるとともに、日常生活で最も身近な生活道路となっている路線もあり、整備を進める必要があります。

□住民・地域(各種団体・事業所等)・行政の役割分担

○住民

・道路改良等での用地提供について、協力します。

○地域

・道路の決壊、土砂崩れなど安全な通行に支障となる状況にある場合は、速やかに町へ通報します。

・普段利用している生活道路について、除草等の協力をします。

○行政

・優先順位等により判断し、未改良路線の整備を進めます。

・交通安全施設の整備を進めます。

・国・県道の整備促進のため、関係機関等を通じながら要望していきます。

・町道と国・県道の接続部へのカーブミラー、ガードレール等の安全施設の整備を推進します。

□指標と目標値

指標名	現状値	目標値
		平成27年度
道路の改良率(%) ※1	38.5 (平成21年度)	39.5
道路の舗装率(%) ※2	39.2 (平成21年度)	40.2
町内の道路が安全に快適に通行できるようになっていると思う町民の割合(%) ※3	56 (平成22年度)	60

※1・2 道路台帳による数値

※3 住民アンケート数値

□施策と基本事業の体系

(施策) 道路ネットワークの充実 (基本事業) ①安心して通行できる道づくりの推進 ②安全施設の整備 ③安全な通行の確保

□基本事業の取り組み方針

①安心して通行できる道づくりの推進

急勾配、見通しの悪い箇所、幅員の狭い箇所など未改良箇所について安心して通行できるよう計画的に推進します。

②安全施設の整備

カーブミラー、ガードレール、街路灯、区画線、歩道等の道路・交通安全施設の整備を図り、安全に通行できるように努めます。

③安全な通行の確保

道路の維持補修を図りつつ地域の協力による土砂上げや草刈りなどによって生活道路の安全な通行の確保に努めます。

また、冬期間における除雪体制の充実を図ります。

(2) 公共交通ネットワークの充実

□施策の目的

対 象	町民
意 図	便利に町内外へ移動できるようにする

□現状と課題

公共交通を取り巻く現状は、少子化、過疎化、マイカー保有台数の増加などにより、採算の取れない路線の撤退や運行本数の減便など、全国的に厳しい状況にあります。

本町にあっては、JR、会津バス及び町民バスが公共交通の役割を果たしておりますが、運行本数も限られており十分な状況にはありません。

このような中、通学・通院をはじめ住民の生活基盤を支えるうえで公共交通の果たす役割は大きいことから、今後も利便性ある交通体系となるよう関係機関との連携を強化しながら運行維持に努め、利用促進等を図っていく必要があります。

□町・住民・地域(各種団体・事業所等)の役割分担

○住民・事業所
・公共交通機関の利用を心掛けます。
○団体
・各種行事等の開催時間について公共交通を利用できるよう配慮します。
○行政
・多くの方に喜んで利用いただけるよう利便性の高い運行に努めます。
・生活交通路線(バス)及びJRが安定的に運行を維持していけるよう、国・県に対して支援を要望していきます。

□指標と目標値

指標名	現状値	目標値
		平成27年度
利用者数(スクールバス含む・人) ※1	58,100 (平成22年度見込値)	58,100
町内の公共交通が便利だと思う町民の割合(%) ※2	67 (平成22年度)	70

※1 利用者数については、平成22年度運行開始のため実績値が出ていないことから、平成22年度利用状況による予測値とする。

※2 住民アンケート数値

□施策と基本事業の体系

- (施策) 公共交通ネットワークの充実
(基本事業) ①利便性の確保・向上
②運行車両の充実
③公共交通機関等との連携・強化

□基本事業の取り組み方針

①利便性の確保・向上

利用者のニーズに合ったダイヤ編成、他の交通機関との接続など利便性の確保・向上に努め、利用促進していきます。

②運行車両の充実

安全に快適に運行できるよう車両の維持管理に努め、路線の乗車人数に見合った車両の整備を行います。

③公共交通機関等との連携・強化

公共交通の安定的な運行のため、隣接町村や乗合事業者等との連携・強化を図ります。

(3) 情報通信ネットワークの充実・活用

□施策の目的

対 象	町民
意 図	情報通信ネットワークを活用して、便利で安心した生活をする

□現状と課題

これまで本町においては、移動通信用鉄塔施設の整備により携帯電話の不通話地域の解消に努めてきたところではありますが、依然として山間部には不通話地域が残されている現状にあります。

しかし、町全域における光ファイバー網の整備が完了したことで、今後は携帯電話の不通話地域の解消、事業者の事業拡大や定住対策など、さまざまな面で活用していくことが必要となっております。

□住民・地域(各種団体・事業所等)・行政の役割分担

○住民・事業所
・情報通信環境(高速インターネット等)を整備します。
・情報通信ネットワークを日常生活(業務)や事業に積極的に利用します。
○行政
・情報通信ネットワークの利便性の啓発と利用促進を呼び掛けます。
・携帯電話の通話エリア拡大のため整備を進めます。
・国・県へ情報通信ネットワークの基盤整備について要望していきます。
・携帯事業者に対する自主整備について、要望していきます。

□指標と目標値

指標名	現状値	目標値
		平成27年度
情報通信ネットワークを利用している町民の割合(%) ※1	43 (平成22年度)	65
光通信ネットワークの加入率(%)※2	19.6	25

※1 住民アンケート数値

※2 平成22年9月末日現在における加入件数を世帯数及び事業所総数で除した数値

□施策と基本事業の体系

- (施策) 情報通信ネットワークの充実・活用
(基本事業) ①携帯電話通話設備の整備
②ITを利活用した情報の共有・促進
③光通信ネットワークへの加入促進

□基本事業の取り組み方針

①携帯電話通話設備の整備

不通話地域の解消を図るため、携帯電話通信設備の整備を促進します。

②ITを利活用した情報の共有・促進

双方向の情報交換の検討やメーリングリストを整備することで各種行政サービスの提供など、ITを利活用した情報の共有・促進します。

③光通信ネットワークへの加入促進

光通信ネットワークのメリットや活用法などについてPR、講習等を行う中で住民・事業者の加入を促進していきます。

(4) 交流・移住・定住の促進

□施策の目的

対 象	①町民 ②町外者
意 図	①柳津町に住み続けてもらう ②柳津町に移住してもらう

□現状と課題

本町における人口動態は昭和30年の人口9,709人、世帯数1,531戸をピークに、その後、少子化や若年層の人口流出などによって人口の減少が著しく、平成23年1月現在では人口4,135人、世帯数1,350戸であります。

これまで定住化を促進するため、公営住宅の整備、住宅分譲地の整備、子育て支援の充実、情報通信基盤・生活基盤をはじめとする都市部との格差是正など行ってきたところであり、一定の成果をあげてきたところであります。

また、グリーンツーリズム事業や都市交流事業の実施、さらにホームページによる空き家の情報提供を行い、定住・二地域居住を推進しております。

今後は豊かな自然や歴史・文化など本町の素晴らしい地域資源を活かし、交流人口の拡大を図っていく中で、本町の魅力に触れていただき、二地域居住、さらには定住へと展開していけるよう努めていく必要があります。

また、安全に安心して生活できる基盤づくりを進めることで住民誰もが暮らしやすい町を実感できるよう対策を講じていく必要があります。

さらに、青少年期から本町の歴史・文化などの魅力、地域交流などを通して本町に関心を持ち、将来の町を担っていただけるよう対策を講じていくことも必要です。

□住民・地域(各種団体・事業所等)・行政の役割分担

○住民・地域

- ・ふるさと意識を高めていきます。
- ・子ども達に柳津町の自然・歴史・文化など、その良さを伝えます。
- ・町外者に柳津町の良さや風習を伝え、積極的に受け入れるようにします。
- ・移住者・転入者を寛容に受け入れる気持ちを持ちます。

○行政

- ・柳津町の良さや独自性(行政サービス等)を町民、町外者にPRします。
- ・移住のための情報や機会を提供していきます。
- ・移住・定住のための生活基盤(雇用・住宅・交通等)の整備・支援をします。

□指標と目標値

指標名	現状値	目標値
		平成27年度
転出者数(人)	103 (平成21年度)	90
転入者数(人)	83 (平成21年度)	77
柳津町が暮らしやすい町だと思う町民の割合(%) ※1	74 (平成22年度)	75

※1 住民アンケート数値

□施策と基本事業の体系

(施策) 交流・移住・定住の促進 (基本事業) ①快適な住環境の推進 ②交流事業の推進

□基本事業の取り組み方針

①快適な住環境の推進

これまで生活環境の向上と都市部との格差是正を図るため各種施策に取り組んできたところであり、引き続き町営住宅の整備をはじめ定住できる環境づくりを推進します。

②交流事業の推進

グリーンツーリズム事業や都市交流事業などでの農作業の体験や伝統行事への参加などを通して、地域住民との交流を図り、田舎暮らしの魅力に触れていただく事業を推進します。

また、空き家物件を調査し情報提供を行うことで移住・定住への受入れ体制を整備します。

5 一人ひとりの個性が輝くまちづくり

(1) 学校教育の充実

□施策の目的

対 象	町内の児童生徒
意 図	確かな学力・豊かな人間性・健やかな身体を育む

□現状と課題

本町においては、柳津・西山小学校、柳津・西山中学校と4校あり、「確かな学力と豊かな人間性、健やかな体を育む学校教育の推進」を重点目標に掲げ、少子化、核家族化、家庭の教育力の低下といった状況の中で、学校・家庭・地域が一体となり、学校教育を推進しております。

特に小中連携教育の推進や英語指導助手の単独招致による国際理解教育の充実、さらに複式学級におけるデメリット克服のための対策など、積極的に行っているところがあります。

今後、各学校の「学力向上グランドデザイン」に基づいた学習指導を進めるとともに、教職員の資質の向上、教育相談体制の充実、国際化、情報化等の社会変化に対応する教育の推進、地域に開かれた学校づくりを推進していきます。

また、学校施設については大規模改修、耐震補強が行われており、児童生徒が安全に快適に学習活動を行えるよう整備を実施していかなければなりません。さらに、学校の統廃合についても課題となっており、検討を進めなければなりません。

□住民・地域(各種団体・事業所等)・行政の役割分担

○保護者

・家庭、学校の連携を図って、家庭教育を推進していきます。

○地域

・地域での人材を活用して、学校教育の充実のため協力していきます。

・防犯ボランティアにより児童生徒の安全を守っていきます。

・食育を推進するため、安全で安心できる食材を提供します。

○行政

・学校教育の充実(教職員配置の増員、教材費等)のため、国・県へ支援を要望していきます。

・教育環境、条件の整備・充実を図ります。

□指標と目標値

指標名	現状値	目標値
		平成27年度
全国標準学力検査(NRT)の国語、算数・数学の平均学力偏差値 ※1	国語52.4 算数・数学51.4 (平成21年度)	国語53.0 算数・数学53.0
いじめ・不登校・問題行動の発生件数(件)	0 (平成21年度)	0
全国体力テストの全児童・生徒の平均点(点) ※2	48.9 (平成22年度)	50.0
学校生活を楽しんでいる児童生徒の割合(%) ※3	79 (平成22年度)	85

※1 全国標準学力検査(NRT)は、標準化された学力検査で全国平均を50としています。柳津町小・中学生全体の平均値です。

※2 全国体力テストは8種目80点満点で実施され、数値は柳津町小・中学生全体の8種目合計点の平均点です。

※3 学校アンケート数値

□施策と基本事業の体系

<p>(施策) 学校教育の充実</p> <p>(基本事業) ①確かな学力の向上</p> <p>②豊かな心の育成</p> <p>③健やかな身体の育成</p> <p>④特別支援教育の充実</p> <p>⑤小中連携教育の推進</p> <p>⑥情報教育・国際理解教育の充実</p> <p>⑦教育環境・条件の整備・充実</p>
--

□基本事業の取り組み方針

①確かな学力の向上

各学校の学力向上プランに基づいた学習指導を進めるとともに、個々に応じたきめ細かな指導の充実を図ります。また、町学力向上推進会議や町教育研究会を通じて、教職員の指導力の向上と授業の改善に努めます。

②豊かな心の育成

道徳教育、特別活動の充実を図り、体験活動やボランティア活動を重視し、学校・家庭・地域が一体となって豊かな心の育成に努めます。

③健やかな身体の育成

健康増進、体力、運動能力の向上を図るため、学校保健体育の充実に努めるとともに、学校給食センターの整備充実に努め、望ましい食習慣の形成と食育の充実を図ります。

④特別支援教育の充実

心身障がい児就学指導審議会において、障がいのある児童生徒の適正な把握に努め、学校・保護者・関係機関との連携を図り、一人ひとりに応じた特別支援教育の充実を図ります。

⑤小中連携教育の推進

小・中学校が連携して9年間を見通した教育活動を展開することにより、確かな学力・豊かな心・健やかな体の育成を図ります。

⑥情報教育・国際理解教育の充実

情報化社会に対応するために、教育用パソコンの整備・情報教育の充実に努めます。また、英語指導助手の招致により、英語力の向上、国際理解教育の充実を図ります。

⑦教育環境・条件の整備・充実

学校施設の安全を図るための学校施設大規模改修や教材・教具の整備、就学援助、奨学資金貸与、教職員の福利厚生等の教育環境・条件の整備・充実に努めます。

(2) 青少年の健全育成

□施策の目的

対 象	小学生から高校生世代
意 図	①非行に走らせない ②郷土を愛し、誇りを持ってもらう

□現状と課題

少子化、核家族化、地域のつながりの希薄化などにより青少年を取り巻く環境は大きく変化し、家庭や地域の教育力が低下するとともに、青少年の規範意識の低下、いじめや不登校、非行の低年齢化や凶悪化が進むなど、青少年問題が深刻化しています。

これまで青少年健全育成町民会議において、青少年の主張発表大会の実施や駅前広報活動、町の巡回補導、美化清掃活動等の青少年の非行防止や健全育成を図る活動を推進してきました。また、中学生海外派遣事業、ジュニアリーダースクール、みどりの探検隊、放課後における小学生の居場所確保として放課後子ども教室などに取り組んできたところであります。

今後は、家庭・学校・地域社会が一体となって青少年を育成していくことがますます重要であり、地域の歴史、文化の学習や地域行事への参加を通して郷土を愛する心や町民としての誇りを醸成し、将来の柳津町を担う人づくりに努めていく必要があります。

□住民・地域(各種団体・事業所等)・行政の役割分担

○住民

- ・地域の子どもとして見守り、育てていきます。
- ・子どもの手本となるようモラルある行動をとります。

○地域

- ・地域の子どもとして見守り、育てていきます。

○事業所

- ・子どもが危険を感じている場合は、安全に保護します。
- ・未成年者に対して法律等を順守するよう指導していきます。

○行政

- ・各種事業への参加やボランティア活動の機会を提供していきます。
- ・町の伝統・歴史などを伝承していきます。

□指標と目標値

指標名	現状値	目標値
		平成27年度
少年非行発生件数(件) ※1	8 (平成21年)	0
柳津町が好きで、自慢に思っている児童生徒の割合(%) ※2	50 (平成22年度)	70

※1 会津坂下警察署データ(年単位集計)

※2 学校アンケート数値

□施策と基本事業の体系

<p>(施策) 青少年の健全育成</p> <p>(基本事業) ①郷土を愛する心の育成</p> <p>②家庭教育の充実</p> <p>③学校教育と社会教育の連携・融合</p> <p>④子どもの居場所づくりと環境整備</p> <p>⑤防犯ボランティアの活用</p>
--

□基本事業の取り組み方針

①郷土を愛する心の育成

町や地域の行事等への参加や体験活動、ボランティアとしての関わりを通して、郷土への関心及び愛着を高めるよう努めます。

②家庭教育の充実

家庭教育講座等の充実を図り、教育の原点である家庭教育を積極的に支援します。

③学校教育と社会教育の連携・融合

学校教育と社会教育が相互補完的に連携を図ることで、より効果的な青少年の健全育成を推進します。

④子どもの居場所づくりと環境整備

学校休業日や放課後における子どもの居場所の確保に努め、心身の健全な育成につながる体験活動やスポーツ少年団等の内容の充実に努めます。

⑤防犯ボランティアの活用

防犯ボランティアの育成・活用を図ることで、学校からの登下校時等における事件・事故の未然防止に努めます。

(3) 生涯学習の推進

□施策の目的

対 象	町民
意 図	ひとり1学習をしてもらう

□現状と課題

「町づくりは人づくり」の考えから、個性的で創造性豊かな人間形成を目標として、住民一人ひとりが生き生きと心豊かに充実した生活を送ることが地域づくり・町づくりにつながるものと考え、一生を通じて「いつでも、どこでも、誰でも、何でも学ぶことができる」社会を形成するため、生涯学習を推進しています。

しかし、社会・経済情勢が急速に変化する中で、町民の学習ニーズはますます多様化、高度化してきており、これらの対応が課題となっています。町民一人ひとりが自発的意志に基づいて学習活動を行い、その成果が適切に評価され、地域社会の発展に活かされる、まちづくりの一環としての学習環境づくりが求められています。

今後とも、町民の学習ニーズを的確に把握しながら、生涯学習プログラムの整備を行い、総合的な学習環境づくりを進めていく必要があります。

□住民・地域(各種団体・事業所等)・行政の役割分担

○住民

- ・自ら学習テーマを見つけて、自主的に学習活動を行います。
- ・共に学習をする仲間づくりをし、学習活動をしていきます。
- ・他の人の学習活動を支援していきます。

○行政

- ・生涯学習の機会や情報を提供します。
- ・学習活動の成果等を発表する機会の提供をします。
- ・生涯学習の指導者を養成していきます。

□指標と目標値

指標名	現状値	目標値
		平成27年度
学習講座への参加割合(%)	6.5 (平成21年度)	10
学習団体の加入者数(人)	217 (平成21年度)	340
日頃からテーマを持って、学習活動に取り組んでいる町民の割合(%) ※1	33 (平成22年度)	50

※1 住民アンケート数値

□施策と基本事業の体系

<p>(施策) 生涯学習の推進</p> <p>(基本事業) ①生涯学習推進体制の整備・充実 ②多様なニーズに応える学習機会の充実 ③生涯学習施設・設備の整備・充実</p>

□基本事業の取り組み方針

①生涯学習推進体制の整備・充実

柳津町生涯学習振興計画に基づき、関係機関・団体との連携及び人材の育成と活用を図り、生涯学習の基盤づくりに努めます。

②多様なニーズに応える学習機会の充実

町民の高度化・多様化した学習ニーズに対応した教室等を開催し、学習の拡充に努めるとともに、町民の主体的な学習活動を支援します。また、子どもから高齢者まで生涯各期のあらゆる段階に応じた適切な生涯学習の充実を図ります。

③生涯学習施設・設備の整備・充実

公民館等の社会教育施設の機能充実と環境の整備を図ることで、住民誰もが集い、交流し合う施設づくりを進めます。

(4) 生涯スポーツとレクリエーションの推進

□施策の目的

対 象	町民
意 図	ひとり1スポーツに親しんでもらう

□現状と課題

本町では、昭和59年に「スポーツ振興のまち」を宣言し、これまで運動公園施設の整備・充実や各種スポーツ事業などを展開してきたところであります。スポーツ・レクリエーションは、健康や体力の維持・増進に役立つだけでなく、人々の親睦や地域間の交流を深め、豊かな地域社会を形成するものとして、重要な役割を担っています。

しかし、これまで一定の成果を挙げてきたものの、一人1スポーツの実現には至っておらず、町民の意識高揚を図るためにも体育協会や地域スポーツクラブとの連携・協力により、すべての町民が生涯にわたってそれぞれの年齢や体力に応じたスポーツ活動が行える環境づくりが一層求められています。

また、各スポーツ施設の整備・充実を進めていくとともに、各種スポーツ団体や指導者の育成などにも努めていかなければなりません。

□住民・地域(各種団体・事業所等)・行政の役割分担

- 住民
 - ・スポーツに関心を持ち、参加していきます。
- 地域
 - ・地域の連帯感と親睦・融和を図るため、地区民挙げて参加していきます。
- 団体
 - ・アマチュアスポーツの振興とスポーツ人口を拡大するため、運営、指導のできる体制づくりに努めます。
- 行政
 - ・住民の参加しやすい内容や種目の検討を行い、機会を提供していきます。
 - ・講演会等の開催により、スポーツへの意識高揚を図ります。
 - ・指導者の養成に努めます。
 - ・住民のニーズに合った施設整備を進めます。

□指標と目標値

指標名	現状値	目標値
		平成27年度
総合型地域スポーツクラブ加入率(%)	1.7 (平成21年度)	10
日頃からウォーキングなど、何かスポーツに取り組んでいる町民の割合(%) ※1	30 (平成22年度)	55

※1 住民アンケート数値

□施策と基本事業の体系

- (施策) 生涯スポーツとレクリエーションの推進
 (基本事業) ①生涯スポーツの意識啓発とスポーツ活動の充実
 ②総合型地域スポーツクラブの充実
 ③スポーツ施設・設備の整備・充実

□基本事業の取り組み方針

①生涯スポーツの意識啓発とスポーツ活動の充実

各種スポーツ教室の開催などを通して、スポーツに対する興味・関心を高めることでひとり1スポーツの実現を図ります。

各種スポーツ行事への参加は体力・健康の増進だけでなく、地域の連帯感の向上や親睦を深めるなど、大きな効果をもたらすものであり参加を促進していきます。

②総合型地域スポーツクラブの充実

総合型地域スポーツクラブ「赤ベクトータルスポーツ」の活動内容や指導者の充実を図り、地域に密着したクラブとなるよう努めていきます。

③スポーツ施設・設備の整備・充実

運動公園施設は地域スポーツクラブ、体育協会、スポーツ少年団や各種スポーツ行事の拠点であり、利用者のニーズに応えられるよう施設の整備を図るとともに機能の充実を図ります。

(5) 地域の伝統文化と文化財の保存・継承

□施策の目的

対 象	①町内の指定文化財(緑の文化財を含む) ②町民
意 図	①発掘・再発見、保護・保存・継承 ②文化財を知る、伝統行事に親しむ、町の歴史に誇りを持つ

□現状と課題

本町は、豊かな自然と縄文文化や福満虚空蔵尊とともに培われてきた、歴史と文化の薫り高い町で、自信を持って誇れる貴重な文化財や伝統文化が数多く残されております。

これら本町ならではの文化財や伝統文化は、郷土に対する理解と関心を高めるとともに、本町の歴史や伝統文化を内外に発信する上で大きな役割を担っています。

今後は、調査や保存、まちづくりへの活用を積極的に進め、より多くの人々が本町の歴史や伝統文化等に触れ合える機会を増やしていく必要があり、発掘・再発見のためにも専門性をもった人材を育成する必要があります。

また、地域における伝統文化については担い手不足などの課題もありますが、後世に継承していけるよう支援していかなければなりません。

さらに、世界的版画家で著名な斎藤清画伯の作品を常時展示する斎藤清美術館や斎藤清アトリエ館については、企画展の充実や施設の活用により、芸術文化を発信する拠点として活用していかなければなりません。

□住民・地域(各種団体・事業所等)・行政の役割分担

○住民

- ・文化財、伝統文化及び芸術文化に関心を持ちます。
- ・伝統文化の継承に努めていきます。

○地域

- ・伝統文化の継承に努めていきます。

○行政

- ・文化財、伝統文化及び芸術文化に関心を持てるよう意識高揚を図ります。
- ・文化・伝統等に関する情報の発信・場の提供をしていきます。
- ・文化財を保存するため支援していきます。
- ・文化活動を担う人材や文化団体の育成・支援をしていきます。

□指標と目標値

指標名	現状値	目標値
		平成27年度
指定文化財の数(件)※1	28 (平成21年度)	30
美術館や博物館などで芸術文化の鑑賞をしたり、絵画・書道などの文化活動に取り組んでいる町民の割合(%) ※2	28 (平成22年度)	35
福満虚空蔵尊圓蔵寺、七日堂裸詣りをはじめとする町の歴史的な建造物、伝統行事を大切に守り継いでいきたいと思う町民の割合(%) ※3	94 (平成22年度)	95

※1 緑の文化財を含みます。

※2・3 住民アンケート数値

□施策と基本事業の体系

<p>(施策) 地域の伝統文化と文化財の保存・継承</p> <p>(基本事業) ①町民文化活動の充実 ②地域の伝統文化の継承 ③やないづ町立斎藤清美術館の充実 ④文化財の保護・保存と活用</p>
--

□基本事業の取り組み方針

①町民文化活動の充実

文化協会や各文化団体との連携を深め、町民文化活動の充実を図ります。

②地域の伝統文化の継承

保存会等への支援を図るとともに伝統文化を広く伝えるために発表の場を提供し、伝統文化の継承につなげます。

③やないづ町立斎藤清美術館の充実

町民が身近に芸術に触れる施設としての町立斎藤清美術館の整備充実を図ります。

④文化財の保護・保存と活用

重要な文化財について施設の整備を図るとともに、個人所有のものについてはその助言・指導を行い、適正な保存、管理ができるように努めます。

また、未発見・未発掘な物件について町民等からの情報収集に努め、文化財保護審議委員等を活用し、調査を行います。

6 町民との協働でつくる個性のある まちづくり

(1) 地域コミュニティの維持

□施策の目的

対 象	①町内の集落 ②集落の住民
意 図	集落活動が十分に機能している

□現状と課題

本町は、少子高齢化・過疎化の進行によって、地域コミュニティ活動が低下していくことが懸念されています。

また、高齢化の進んだ集落にあっては、担い手不足により道普請や祭礼などの集落機能を維持することが困難となってきています。

その反面、グリーンツーリズム事業や冬期における高齢者宅などの除雪支援など、地域の活性化、互助の精神などの機運の高まりを見せる集落も出てきております。

今後なお一層の高齢化等の進行によって、集落機能の低下や空き家の増加、森林の荒廃、耕作放棄地の増加など、これらの問題は一層深刻化するものと思われます。

こうした状況にある中で、住民が集落の問題を自らの課題として捉え、町は十分に目配りをし、引き続き住民と行政の強力なパートナーシップを形成していく必要があります。

また、町や集落自体においても地域コミュニティの活性化につながるよう機会を創出することも必要となっております。

□住民・地域(各種団体・事業所等)・行政の役割分担

○地域

・自主的にコミュニティ活動を継続・維持していきます。

○行政

・地域の自主的なコミュニティ活動に対し支援していきます。

□指標と目標値

指標名	現状値	目標値
		平成27年度
我が地区で、お互いに助け合い、支え合いながら生活していると思う町民の割合(%) ※1	84 (平成22年度)	84

※1 住民アンケート数値

□施策と基本事業の体系

(施策) 地域コミュニティの維持 (基本事業) ①集落機能の支援 ②広報・広聴の充実 ③世代間交流の促進 ④地区伝統行事の継承

□基本事業の取り組み方針

①集落機能の支援

集落における道普請、美化活動、伝統行事などの機能を維持していけるよう支援していきます。

②広報・広聴の充実

町政情報の正確な伝達のため、町民ニーズに合った広報紙の発行、ホームページの充実に努めるとともに、光ファイバー網を活用しての情報の共有・促進を図ります。

また、町民の声を町政に反映するため、町政懇談会や投稿の受付などの実施により町民の意思の把握に努めます。

③世代間交流の促進

世代の異なる町民が相互に交流することで、各年代の思いや当時の様子などに触れ、町の魅力の再発見や人と人との結びつきにもつながり、こうした世代間交流を促進します。

④地区伝統行事の継承

各集落において古くから引き継がれている歳の神、百万篇、虫送りなどといった貴重な伝統行事を後世に継承するため、支援していきます。

(2) 財政健全化の推進

□施策の目的

対 象	町の財政
意 図	安定的な財政体質を実現する

□現状と課題

本町の財政状況は、健全化判断比率であります実質公債費比率が13.8%[県平均13.6(以下同じ)]、将来負担比率が6.5%[90.1]と健全な数値を示しています。このほか、財政力指数(3ヵ年平均)0.20[0.50]、起債制限比率8.3%[10.2]、経常収支比率77.4%[87.7]となっています。

これまでの行財政改革の推進や公債費の後年度負担を軽減するための繰上償還の実施などにより、財政健全化への努力を進めてきました。

しかし、本町の財政構造は平成21年度決算で町税などの自主財源比率が21.3%、地方交付税などの依存比率が78.7%と大きく依存した構造となっています。

また、近年の景気低迷による雇用情勢の悪化により、町税等の収納率が低下傾向にあり、こうした点からも自主財源の確保について課題となっています。

こうしたことから、住民サービスを拡充・維持していくためにも今後なお一層の財政基盤の強化を図っていくことが必要となっています。

また、現在11の特別会計についても公平公正な負担によって健全な運営ができるよう必要な対策を講じていかなければなりません。

□住民・地域(各種団体・事業所等)・行政の役割分担

○住民

・公平公正な負担に従います。

○行政

・補助金等の財源の確保に努め、財政負担の軽減に努めます。

・税金の完納に対する意識啓発を図ります。

□指標と目標値

指標名	現状値	目標値
		平成27年度
実質公債費比率(%) ※1	13.8 (平成21年度)	15.0 ※5 (25.0)
将来負担比率(%) ※2	6.5 (平成21年度)	18.0 ※6 (350.0)
現年度徴収率(%) ※3	98.31 (平成21年度)	98.72
過年度徴収率(%) ※4	11.36 (平成21年度)	19.08

※1 公債費による財政負担の程度を示すものです。

※2 一般会計等が将来的に負担すべき実質的な負債額の標準財政規模に対する割合です。

※3・4 全ての税・使用料での徴収率です。

※5・6 地方交付税の歳入額により算出するため、比率が大きく左右される場合があります。

なお、早期健全化基準は()書きの数値です。(この比率を超えた場合、財政健全化団体に指定され、財政再建の計画策定と個別外部監査が義務付けられます。)

□施策と基本事業の体系

- | |
|--|
| <p>(施策) 安定的な(より自立した)財政体質を実現する</p> <p>(基本事業) ①住民サービス向上のための自主財源の確保</p> <p>②ゆとりある財政運営の推進</p> <p>③将来負担の軽減</p> <p>④公営企業健全化の推進</p> |
|--|

□基本事業の取り組み方針

①住民サービス向上のための自主財源の確保

町税や使用料等の収納率向上に努めるとともに、遊休財産の貸付や処分を行い自主財源の確保に努めます。

②ゆとりある財政運営の推進

経常経費の抑制に努めることで投資的経費への予算確保を図り、ゆとりある財政運営を推進します。

③将来負担の軽減

補助制度の活用や有利な地方債の活用を図るとともに、住民サービスへの貢献度の高い公共事業を優先するなど将来負担の軽減に努めます。

④公営企業健全化の推進

公営企業の独立採算の原則に基づき、加入の促進に努めるとともに使用料等の収納率の向上に努め、健全な経営計画を推進します。

(3) 効果的・効率的な行政運営の確立

□施策の目的

対 象	組織(職員)
意 図	少人数で効果・効率的に業務遂行をできるようにする

□現状と課題

本町では、社会経済情勢の変化に柔軟かつ弾力的に対応できるよう行財政基盤を強化し、住民の福祉向上と活力ある柳津町を構築するため、行財政改革大綱を策定し事務事業等の見直し、組織・機構と外郭団体の見直し及び定員・給与の適正化と人材の育成・確保などの改革を進めてきました。

しかし、職員定員の適正化に向けた検証や今後の各種施設・出先機関などの運営方法や外部業務委託の推進など、引き続き進めていくことが必要となっております。

このため、単にコスト削減や一部事業の部分最適だけに終始するだけでなく、政策体系に沿った施策や事務事業の目的や対象・意図を明確にすることを通じ、PDCA(Plan[計画]—Do[実施]—Check[評価]—Action[行動])の経営サイクルを機能させ、より効果・効率的な行政運営を目指すことが求められており、行政運営としての行政評価システムの展開や人材育成プログラムに沿った職員の採用と育成などを積極的に推進していく必要があります。

現在、本計画と行政経営の一体性を担保し、重点施策や各施策の課題解決に資する観点で次期行財政改革推進計画が策定されることになっております。

□住民・地域(各種団体・事業所等)・行政の役割分担

○住民

・公共施設の適正配置(統廃合)の検討に参画します。

○行政

・公共施設の適正配置(統廃合)について検討します。

・組織数(職員数)については、町の課題解決及びまちづくり推進のため適正に配置していきます。

□指標と目標値

指標名	現状値	目標値
	(平成22年度)	平成27年度
職員数(人) ※1 (類団職員数・(人))※2	73 (79)	70 (70)
柳津町の職員が効果・効率的に(または適正・的確に)業務を行っていると思う町民の割合 ※3	23年度に調査を実施し目標値を設定	

※1 職員数とは、一般会計に計上する職員数。(特別会計分を含まない)

※2 類団職員数とは、全国区市町村における柳津町と人口規模・産業構造が類似している団体における一般会計の職員数で(修正値を適用。特別会計分を含まない)、数値は『類似団体別職員数の状況』(総務省自治行政局)によるもの。なお、平成27年度の類団職員数は、『日本の市区町村別将来人口推計』(国立社会保障・人口問題研究所)による柳津町の人口推計から住民基本台帳人口を推計し算出した。

※3 住民アンケート数値

□施策と基本事業の体系

(施策)	少人数で効果・効率的に業務遂行をできるようにする
(基本事業)	①業務の外部委託の促進 ②行政評価システムの推進 ③人材育成プログラムの推進 ④組織体制の見直し

□基本事業の取り組み方針

①業務の外部委託の促進

民間に委託可能な事務事業を精査し、アウトソーシングや指定管理者制度を活用しながら民間委託を進めます。

②行政評価システムの推進

振興計画に沿った施策や事務事業を統括し、まちづくりの課題や仕事の結果を振り返り、次の企画と実施に反映させ、より効率・効果的な行政運営を目指します。

③人材育成プログラムの推進

個人と組織の能力を最大限に発揮させる観点から、職員に求める評価項目の基準を明確にし、行政評価と連動させた職員の能力開発と育成を目指します。

④組織体制の見直し

振興計画に基づいた行政運営を行うため、組織体制、適正な人員配置及び効果的・効率的な業務手法等について見直します。

一 資料編 一

振興計画策定経過

・平成21年度

9月30日 施策評価と施策の組立て研修

11月6日 施策の組立て研修

12月16日 議会全員協議会にて説明

2月23・24日 施策目的設定検討会

3月1日 施策目的設定検討会

3月24・25日 施策目的設定検討会

・平成22年度

5月14日 調整会議(施策設定等について)

5月から7月まで 町民アンケート実施・集計(800名無作為抽出)

7月23日 施策の振り返り・総括と目標設定について打合せ

8月4日 調整会議(施策設定等について)

8月16日から9月13日まで 施策企画会議

8月23日 議会全員協議会にて説明

9月7日 第1回振興計画審議会

10月18日 施策優先度評価会議

10月19日 基本事業設定研修会

11月1日 庁議(振興計画打合せ)

11月8日から11月17日まで 施策企画会議

12月16日 議会全員協議会にて説明

12月22日 第2回振興計画審議会

12月22日 庁議(振興計画打合せ)

1月12日 重点施策等打合せ(3役)

1月20日 議会全員協議会にて説明

1月28日 庁議(振興計画打合せ)

1月31日 第3回振興計画審議会(諮問)

2月18日 議会全員協議会にて説明

2月21日 第4回振興計画審議会(答申)

3月17日 基本構想の議決(議案第19号)

柳 総 第 5 1 9 号
平成 2 3 年 1 月 3 1 日

柳津町振興計画審議会長 様

柳津町長 井関 庄一

第 5 次柳津町振興計画について（諮問）

社会情勢や時代潮流の大きな変化に的確に対応し、また、新しいまちづくりを計画的かつ総合的に進めていかなければなりません。

こうしたことから、平成 2 3 年度からの本町のまちづくりの方向性を示した、第 5 次柳津町振興計画であります基本構想及び基本計画を策定したいので、柳津町振興計画審議会条例第 2 条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

平成23年2月21日

柳津町長 井関 庄一 様

柳津町振興計画審議会
会 長 齋藤 征一

第5次柳津町振興計画について（答申）

平成23年1月31日付け、柳総第519号により当審議会に対して諮問のあった第5次柳津町振興計画について、「第5次柳津町振興計画（案）」に基づき、慎重に審議を重ねた結果、別添計画書のとおりまとめたので、ここに答申します。

町長におかれては、当審議会における意見を十分に尊重して「第5次柳津町振興計画」を策定されるとともに、計画策定後は住民ニーズや時代の潮流に適切に対応し、21世紀にふさわしい地域社会として将来像である「みんなが主役！笑顔広がる絆のまち」の実現を図り、効果的に政策に取り組んでいただくようお願いいたします。

改正	昭和四八年	九月二八日	条例第二〇号	昭和五五年	三月一八日	条例第四号
	平成七年	三月二九日	条例第一号	平成一四年	三月二〇日	条例第六号
	平成一六年	九月二七日	条例第二三号	平成一七年	四月二〇日	条例第二一号
	平成一八年	六月二六日	条例第一四号			

（設置）

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第三百三十八条の四第三項の規定に基づき柳津町振興計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第二条 審議会は、町長の諮問に応じ柳津町振興計画及び農村地域工業導入実施計画の作成その他工業の導入の促進に関する事項について、調査及び審議する。

（組織）

第三条 審議会は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

- 一 一般学識経験者
- 二 関係団体の役員及び職員
- 三 一般住民

（任期）

第四条 委員の任期は二年とする。

（会長及び副会長）

第五条 審議会に会長及び副会長一人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

（会議）

第六条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

（庶務）

第七条 審議会の庶務は、総務課において処理する。

（補則）

第八条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四八年九月二八日条例第二〇号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五五年三月一八日条例第四号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成七年三月二九日条例第一号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成一四年三月二〇日条例第六号）

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成一六年九月二七日条例第二三号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年四月二〇日条例第二一号）

この条例は、公布の日から施行し、平成十七年四月一日から適用する。

附 則（平成一八年六月二六日条例第一四号）

この条例は、公布の日から施行する。

柳津町振興計画審議会委員名簿

【任期 平成22・23年度】

No.	役職	氏名	推薦母体	該当条項	連絡先	備考
1	会長	齋藤 征一	学識経験者	条例第3条 第2項第1号	42-2271	
2	副会長	樋 正人	柳津町商工会	条例第3条 第2項第2号	42-2213	
3	委員	杉原 啓喜	学識経験者	条例第3条 第2項第1号	43-2203	
4	〃	新井田 成善	柳津町区長連絡協議会	条例第3条 第2項第2号	42-3567	
5	〃	若林 美智子	柳津婦人会	〃	42-3099	
6	〃	山内 諦真	柳津町青年団体連絡協議会	〃	43-2807	
7	〃	鈴木 義彌	柳津町老人クラブ連合会	〃	43-2049	
8	〃	小池 勇一	柳津観光協会	〃	42-2554	
9	〃	齋藤 正彦	柳津町農林業団体連絡協議会	〃	42-2281	
10	〃	猪俣 俊晴	柳津町社会福祉協議会	〃	42-3418	
11	〃	滝沢 敬樹	柳津町校長会	〃	42-2237	(柳津小校長)
12	〃	佐藤 長八	柳津町体育協会	〃	43-2434	
13	〃	五ノ井 勝子	柳津町文化協会	〃	42-3240	